佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月十七日

佐賀県知事 古 川

康

佐賀県規則第五十九号

佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県税条例施行規則 (昭和三十年佐賀県規則第四十号) の 一 部を次のよう

に改正する。

び様式第五十四号その三中「 期限)」を「申出は、 様式第十四号その二の 表中「 納期限(振替日 ご指定」を「 御指定」 ご描定」 \succeq に を「御指定」 に 「申し出は、 に改め、 同樣式 振替 の Ш (裏) 一(绺 及

連絡先納の税課を終める税課

担当課 電話番号 納税課 0952-30-3162 納税課 0955-73-1551 納税課 0954-23-3103

い、「坊主町 433 番地1」を「二

1

タイ 課税処分 $|\Pi|$ Ш _ _ に 緗 5 「この課税」を「この処分」に、 巾 ĺĆ Г 847-0056 ј を「847-0861」 「を受け取つた」や「の送達 ビ 4 課税 例 4

を受けた」

に改める。

に改める。 様式第百一号その二の 裏中「 坊卅町 433 疄塔 1」を「 | | タ子三丁 <u></u> 緗 5 ᆒ

附則

(施行期日)

1 この規則は、 平成二十二年十二月二十日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の佐賀県税条例施行規則に規定する様式による用紙